

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 7年 3月21日

住 所 北海道旭川市住吉4条2丁目8番13号

氏 名 旭星クリーン株式会社
 代表取締役 茂田 貴範
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
 産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 今 津 寛 介



許可の年月日	令和 7年 3月21日	許可番号	旭環指指令第060114号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設）		
設 置 場 所	北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目137番172		
処 理 能 力	186.32t／日（8時間）、23.29t／時間		
許 可 の 条 件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 — 無		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本産業規格 A列4番)